

## 別添 2 別紙

## 流行国でエボラ出血熱患者に接触した者等で無症状である者、又は国内でエボラ出血熱の確定患者になった者に接触したが無症状である者等への対応(暫定版)

- エボラ出血熱は発熱等の発症後に感染力をもつため、患者の体液等への接触により感染したとしても無症状である者は他者に感染させることはない。しかしながら、この無症状者が発症した場合に、迅速に診療等の対応をすること、この発症後の他者への感染を未然に防止すること等が必要であるとの観点に立って、以下の対応を定める。
- 具体的な事例には、以下を参照しながらケース・バイ・ケースで対応する。
- 以下の対応は、国立感染症研究所「エボラ出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け(暫定版)」(<http://www.nih.go.jp/niid/images/epi/ebola/1113-01.pdf>)に基づく。なお、積極的疫学調査方法はこの実施要領を参照のこと。

接 触 状 況	海外で症例に接触し入国・帰国した者	国内で症例に接触した者
1. 針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けた者	停留(医療機関への入院)(検疫法第 14 条第 1 項第 2 号)による経過観察	健康診断(入院)(感染症法第 17 条)による経過観察。
2. 症例 <sup>※1</sup> の血液、唾液、便、精液、涙、母乳等またはエボラ出血熱発生地域(※2)由来のコウモリ、霊長類等に接触した者		
必要な感染予防策 <sup>※3</sup> なしで <sup>※4</sup> 接触	健康監視(毎日 2 回、体温、症状の有無等を検疫所に報告。検疫法 18 条 2 項。以下この列において同じ。) 外出自粛要請 <sup>※6</sup> (感染症法第 15 条第 3 項。以下この列において同じ。)	健康観察(毎日 2 回、体温、症状の有無等を都道府県等に報告。感染症法第 15 条第 1 項。以下この列において同じ。) 外出自粛要請 <sup>※6</sup> (感染症法第 15 条第 3 項。以下この列において同じ。)
必要な感染予防策を講じて接触	健康監視	健康観察
3. 症例の検体処理 <sup>※5</sup> を行った者		
必要な感染予防策(必要なバイオセーフティー設備を含む)なしで取り扱い	健康監視 外出自粛要請	健康観察 外出自粛要請
必要な感染予防策(上記同じ)を講じて取り扱い	健康監視	健康観察
4. 症例のおおむね 1 メートル以内の距離で診察、処置、搬送等に従事した者		
必要な感染予防策なしで接触	健康監視 外出自粛要請	健康観察 外出自粛要請
必要な感染予防策を講じて接触	健康監視	健康観察
5. 症例に関わった以下の者(上記 1.~4.以外)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>－症例に関わった医療従事者・搬送従事者</li> <li>－症例の同居の家族等</li> <li>－症例と同じ飛行機に 1 メートル以内の距離で同乗した者等</li> <li>－症例の搭乗した飛行機の担当客室乗務員、清掃員等</li> </ul>	健康監視	健康観察

※1 「症例」: 確定患者、死亡患者の死体

※2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

※3 「必要な感染予防策」: 二重手袋、サージカルマスク又は N95 マスク、ゴーグル又はフェースシールド等眼粘膜を確実に保護できるもの、感染防護服等の装着をいう。

※4 「必要な感染予防策なしで」: 上記を装着しなかった又は正しく着脱しなかった(例: 脱ぐときに体液が付着)ことをいう。

※5 「検体処理」: 検査室等において検体を取り扱うこと。適切に梱包された検体の輸送は含まない。

※6 「外出自粛要請」: 接触状況、接触者の生活状況等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、などのうち適切な措置を要請